

Ⅱ 施策の展開方向

- 1 暮らしを支える保健・医療・福祉サービスの充実をめざして
- 2 一人ひとりの個性と可能性を活かす社会参加の拡大をめざして
- 3 とともに支え合う社会の構築をめざして



美里小学校4年 上原美弥さんの作品

Ⅱ 施策の展開方向

1 暮らしを支える保健・医療・福祉サービスの充実をめざして

(1) 保健、医療サービスの充実

障害者が安心して暮らせるような保健・医療サービスの充実を図るとともに、障害の原因となる疾病の早期発見、早期治療に努めます。また、医療や医学的リハビリテーションの充実を図り障害を軽減するとともに、障害の重度化・重複化の予防に努めます。

①保健、医療サービスの充実

妊産婦の健康教育や健康診査、乳幼児検診の充実など障害の原因となる疾病の早期発見及び早期治療体制を強化するとともに、生活習慣病など加齢に伴う障害を予防するため、県民の健康づくりを推進します。

また、疾病に対して適切な治療が受けられるように、専門医療機関や地域の医療機関の充実及び関係機関との連携強化を促すとともに、障害者の健康を維持するため、保健・医療と福祉サービスの連携強化を図ります。

このような保健、医療サービスに関する情報は、障害者が入手しやすい手段を用いて情報の提供を行うとともに、福祉事務所、保健所や児童相談所などの身近な地域における相談・指導体制の強化を図ります。

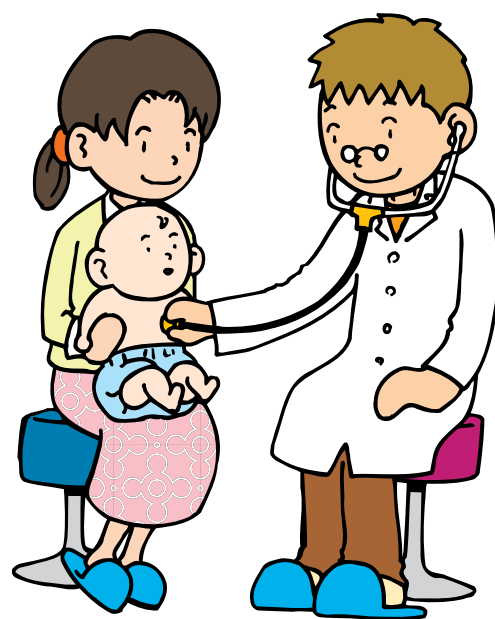
また、障害の原因となる疾病を早期発見して、適切な医療、医学的リハビリテーションの提供により、障害の軽減及び二次障害の予防に努めます。

- 疾病の早期発見、早期治療による障害の予防
- 障害者の保健・医療体制の充実
- 相談体制の充実
- 医学的リハビリテーションの充実

②精神障害者の保健・医療の充実

精神障害者については、人権の配慮や緊急時の対応など保健・医療体制の一層の充実を図るとともに、相談・指導体制の強化や訪問看護を推進するなど、障害者の社会復帰を促します。また、精神科医療の充実に努めます。

- 精神障害者の保健医療の充実及び社会復帰の促進



③医療費公費負担制度の充実

障害者が安心して医療を受けられるように、医療費の公費負担制度の充実に努めます。

- 公費負担制度の充実

(2) 自立し安心して生活するための福祉サービスの充実

障害者が地域社会の中で生活するには、個々の障害特性によって異なる多様なサービスが、身近な地域で供給される必要があります。これらの多様なニーズに応えるため、利用者本位の福祉サービスの充実に努めます。

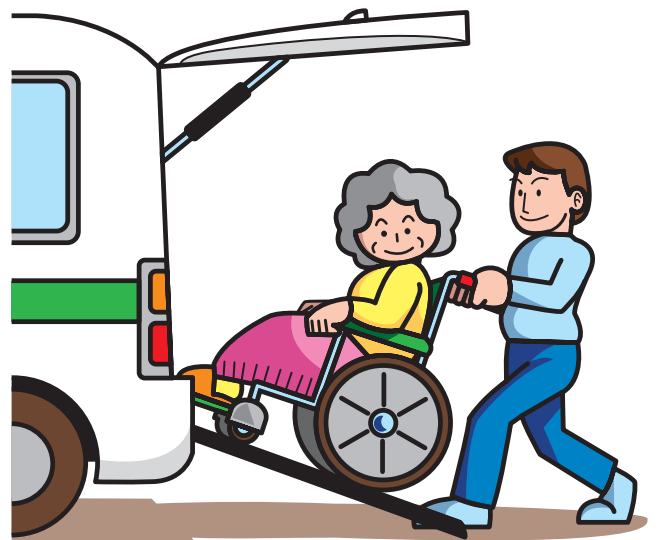
①在宅福祉サービスの充実

障害者が日常生活を送るには、在宅時や外出時など様々な場面での支援が必要とされ、求めるサービスは障害の種類や程度によって異なります。これらの多様なニーズに対して、福祉サービスの充実と合わせてケアマネジメントの強化を図り、個々のニーズに適したサービスの供給に努めます。

また、障害者及びその家族が抱える様々な問題に対する相談窓口の強化や、障害者の社会参加を促す地域情報の提供を行うなど、身近な地域における総合的な支援体制の充実に努めます。

特に、精神障害者の在宅福祉サービスは、他の障害に比べて遅れており、積極的に取り組みます。

- 利用者のニーズに即した生活支援事業の充実
- 総合的な支援体制の充実
- 精神障害者の在宅福祉サービスの推進



Ⅱ 施策の展開方向

②施設福祉サービスの充実

障害者施設については、今後もニーズに応じて整備を図るとともに、各種在宅福祉サービスを提供する在宅支援の拠点としての活用を図ります。

特に、地域に住む障害者が身近なところで施設が利用できるように、小規模通所授産施設等の通所施設や分場の整備を促進するとともに、入所者の生活の質の向上を図る観点から、施設の小規模化・個室化に努めます。

さらに、小規模作業所の支援強化を図ります。

- 障害者施設の在宅支援の拠点としての活用促進
- 通所授産施設の整備促進
- 施設の小規模化・個室化
- 小規模作業所の支援強化



③地域リハビリテーション体制の整備

住み慣れた地域や家庭で、寝たきりや要介護状態の予防を図るとともに、障害者、高齢者等がそれぞれの症状に応じた適切なリハビリテーションを継続して受ける必要があります。

そのため、身近な地域におけるリハビリテーションを充実するとともに、医療施設、福祉施設、市町村、保健所等が連携し、保健・医療・福祉のサービスを切れ目なく効果的に提供する地域リハビリテーションシステムの構築を図る必要があります。

- 沖縄県地域リハビリテーション協議会の運営
- 沖縄県地域リハビリテーション支援センターの運営
- 沖縄県地域リハビリテーション広域支援センターの運営
- 身体障害者地域リハビリテーション協議会の設置

④ 経済的支援の充実

障害者の安定した生活が確保されるように、障害年金や特別障害者手当など各種制度の周知に努めます。

- 各種制度の周知徹底

⑤ サービスの向上

個々の障害者のニーズに対応した福祉サービスの向上を図るため、サービスの自己評価を進めるとともに、第三者機関による客観的なサービス評価を推進します。

- 自己評価の継続的な取り組み
- 第三者評価の推進

(3) 障害者を支える人材の養成・確保

障害者が、社会の一員として日常生活や社会参加を実現するには、様々な場面で多くの人々の支援を必要とします。そのために、これらの人材の養成及び確保に努めます。

① 保健、医療の専門職員の養成

医師や看護師とともに、医学的リハビリテーションにおいて重要な理学療法士や作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士などの専門職員の養成に努めます。

- 保健、医療人材の養成、確保

② 福祉サービスの人材確保

障害者の自立した生活や社会参加を促すため、社会福祉士や精神保健福祉士、介護福祉士などの専門職員の養成を行うとともに、障害者のニーズに沿った福祉サービスの調整を行う障害者ケアマネジメント従事者や、障害者の地域での自立生活を支援する手話通訳者、手話奉仕員、要約筆記奉仕員、点訳奉仕員、朗読奉仕員の養成に努めます。

更に、障害者の日々の生活を支援するホームヘルパーやガイドヘルパーなどのマンパワーの確保に努めます。

- 福祉人材の養成、確保

